

東京都災害拠点病院設置運営要綱

昭和61年	1月17日	60衛医対第 815号
平成25年	5月31日	24福保医救第1414号
平成29年	6月14日	29福保医救第 73号
平成31年	4月 1日	30福保医救第1549号
令和2年	9月 4日	2福保医救第 803号
令和5年	4月 7日	4福保医救第1809号
令和5年	6月22日	5福保医救第 510号
最終改正	令和6年 3月29日	5保医医救第1210号

第1 目的

この要綱は、災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院（以下「災害拠点病院」という。）を整備し、被災現場において応急医療救護を行う救護所との円滑な連携のもとに、災害時における重症者等の適切な医療を確保することを目的とする。

第2 設置運営主体

災害拠点病院を設置運営する者は、次のとおりとする。

- (1) 東京都
- (2) 東京都知事の要請を受けた病院の開設者

第3 指定

知事は、別に定める東京都災害拠点病院指定要領（平成25年5月31日付24福保医救第1468号）に基づき、災害拠点病院の指定を行う。ただし、指定を行った後において、当該病院が第5に定める基準を満たさなくなった場合、知事は改善勧告を行うこととし、改善されないと判断した場合には、指定を取り消すことができるものとする。

第4 運営方針

災害拠点病院は、東京都の区域内及び近隣県等で災害が発生し、通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、東京都知事の要請により傷病者の受入れ及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行うものとする。

- 2 災害拠点病院は、傷病者の収容場所の確保に努めるとともに、救護活動に従事可能な職員並びに可動可能な設備及び資器材をもって、傷病者の救護活動に当たるものとする。
- 3 災害拠点病院は、東京都及び施設の所在地を管轄する区市町村の地域防災計画に従って行う諸活動との協力連携の下に、医療救護活動を行うものとする。
- 4 災害拠点病院の収容対象者は、原則として、区市町村が設置する医療救護所及び緊急医療救護所（以下、「医療救護所等」という。）で対応できない重症者とする。
- 5 災害拠点病院は、当該施設の被害状況の把握に努め、可能な限り、傷病者の受入等の救護活動状況を東京都及び施設が所在する二次保健医療圏の医療対策拠点に連絡するものとする。
- 6 災害拠点病院は、あらかじめ医療救護班を編成し、都から要請があった場合には直ちに、指定する医療救護所等に派遣するものとする。

第5 災害拠点病院の基準

災害に対する総合地域危険度及び東京都二次保健医療圏毎の適正配置等を勘案して選定する。

また、国の「災害拠点病院指定要件の一部改正について」（令和5年2月28日付医政発0228第1号）別紙の災害拠点病院指定要件を基本とし、原則として次の運営体制、施設及び設備を有するものとする。

(1) 指定基準

以下の基準を指定日までに満たしていること。

ア 災害拠点病院として、下記の運営が可能なものであること。

(ア) 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。

(イ) 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。

なお、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。

(ウ) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）を保有し、その派遣体制を有すること。

また、他医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えておくこと。

(エ) 原則として、200床以上の病床を有する救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。

(オ) 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の整備を行っていること。

(カ) 整備された業務継続計画（BCP）に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。

(キ) 地域の災害拠点連携病院、災害医療支援病院及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。

また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。

(ク) ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。

イ 施設及び設備

(ア) 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

(a) 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時の患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること。

(b) 診療機能を有する施設は耐震耐火構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。

(c) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。（自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切り替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。）また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。

(d) 浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じること。

(e) 災害時に少なくとも3日分の病院機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと、又は停電時にも使用可

能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）を整備しておくことが望ましい。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えない。

なお、井戸設備の整備に当たっては、区市町村との調整及び届出を行った上で実施すること。

- (f) 病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、必要に応じて都の協力を得て、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。

(イ) 設備

- (a) 災害拠点病院の管理者（以下「施設管理者」という。）は、外部から見やすい場所に「東京都災害拠点病院」の掲示を行うこと。

- (b) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットを利用できる環境を整備すること。

また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。

- (c) 広域災害・救急医療情報システム（E M I S）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。

- (d) 多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有すること。

- (e) 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。

- (f) D M A Tや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を原則として有すること。その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

(2) 整備基準

指定日において、以下の事項を満たしていない場合には、速やかに整備すること。

ア 患者の多数発生時用の簡易ベッドを有すること。

イ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等を有すること。

ウ トリアージ・タグを有すること。

エ 災害対応マニュアルを有すること。

第6 災害拠点病院の組織

災害拠点病院は、基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院から構成される。

- 2 基幹災害拠点病院は、地域災害拠点中核病院の役割のほか、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院への訓練・研修機能等を有するものとする。

- 3 地域災害拠点中核病院は、東京都二次保健医療圏毎の代表病院として、所在する東京都二次保健医療圏内の情報連絡機能等を有するほか、保健医療局長の求めに応じ、東京都地域災害医

療コーディネーターを当該病院の職員の中から選出するものとする。

- 4 第2項及び第3項に該当しない災害拠点病院を、「地域災害拠点病院」とする。

第7 施設及び設備の整備

東京都知事の要請を受けた病院の開設者が行う整備事業に対し、次により補助するものとする。

(1) 内容

災害拠点病院として必要な施設及び設備の整備費

(2) 手続き等

ア 施設の整備については、東京都災害拠点病院施設整備費補助金交付要綱（平成10年8月21日付10衛医救第211号）、東京都医療施設ヘリコプター緊急離発着場等施設整備費補助金交付要綱（平成5年3月15日付4衛医対第1125号）による。

イ 設備の整備については、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助交付金要綱（昭和61年1月17日付60衛医対第815号）、東京都災害拠点病院における応急用資器材の整備及維持に関する要領（平成10年7月1日付10衛医救第236号）、NBC災害・テロ対策設備整備費補助金交付要綱（平成19年2月7日付18福保医救第691号）による。

第8 備蓄品の管理及び報告

施設管理者は、東京都の補助を受けて整備した資器材（以下「備蓄資器材」という。）の適正な維持管理に努めるものとし、別紙第1号様式による管理台帳を備えるものとする。

- 2 備蓄資器材のうち、備品については、「東京都災害用品」の表示を付するものとする。
- 3 施設管理者は、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業（昭和61年1月17日付60衛医対第815号）の実施に併せ、備蓄資器材の保管状況を別紙第1号様式により保健医療局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。

第9 防災訓練等の実施

施設管理者は、防災訓練及び備蓄資器材の点検を毎年1回以上行うものとし、実施の概要について、別紙第2号様式により保健医療局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。

- 2 施設管理者は、災害時における医療体制を実効のあるものとするため、平常時から動員体制の確立等に努めるものとし、その概要を、別紙第3号様式に記入するものとする。
- 3 施設管理者は実施した訓練の検証を行い、適宜、災害対応マニュアル及び事業継続計画（BCP）の見直しを行うこと。

第10 災害拠点病院運営協力金の交付

病院の開設者に対し、備蓄資器材の適正な維持管理、防災訓練の実施及び災害時動員体制の確立等の災害発生時における即応体制の整備を推進するための、次により運営協力金を交付する。

(1) 交付対象

災害拠点病院（国立病院を除く。）の開設者に対し、各施設ごとに交付する。

(2) 交付金額

災害拠点病院運営協力金は、予算の範囲内で交付するものとし、交付金額は1施設当たり500千円とする。

第11 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項については保健医療局医療政策部長が別に定める。

- 2 既に指定している災害拠点病院であって、第5（1）ア（エ）、イ（ア）（b）・（e）・（f）の要件

を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。ただし、第5 (1) イ (ア) (b)のうち診療機能を有する施設が耐震構造を有していることの要件、第5 (1) イ (ア) (f)の要件を満たしていないものについては、具体的な整備計画を都に提出すること。

附 則

この要綱は、昭和61年1月17日から施行する。
この要綱は、平成2年3月20日から施行する。
この要綱は、平成2年8月1日から施行する。
この要綱は、平成2年12月20日から施行する。
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
この要綱は、平成16年8月1日から施行する。
この要綱は、決定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
この要綱は、平成24年10月10日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年6月14日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年9月4日から施行する。
この要綱は、決定の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。
この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。